

# 三重県公報

号

外

昭和二十九年七月一日

木曜日

## 主要目次

### 告示

- 一 山村経済振興施設補助金交付規程
- 一 木炭備蓄事業補助金交付要領

## 告示

### ◎三重県告示第五百七号

山村経済振興施設補助金交付規程を、次のとおり定める。

昭和二十九年七月一日

三重県知事 青木 理

山村経済振興施設補助金交付規程

### (趣旨)

第一条 山村経済振興のために行う施設に要する経費について、市町村、林業関係団体もしくは個人、または知事の適当と認めるものに対して、知事が行う補助金の交付について

は、別に定めのあるものの外、この規程の定めるところによる。

### (補助金の額)

第二条 前条の経費について交付する補助金の種類および額は、予算の範囲内で、別に知事が定める。

### (補助金交付の対象)

第三条 補助金は、次に掲げる施設に対し交付する。但し、別に補助金、奨励金または助成金の交付を受けるときは、この限りでない。

- 一 木炭備蓄事業
  - 二 木炭倉庫設置事業
  - 三 優良炭がま構築事業
  - 四 椎たけ種菌接種事業
  - 五 椎たけ乾燥および貯蔵設備
  - 六 県単独薄悪林地改良事業
  - 七 特用樹林造成事業
- (補助金の交付申請)

第四条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書(別記様式)を、知事に差し出さなければならない。

第五条 知事は、補助金を交付するものに対し、その補助金の使用その他必要と認める事項について、指示をすることができる。

(補助金流用の禁止)

第六条 補助金の交付を受けたものは、その補助金を相互に、または他の経費に流用してはならない。

(計画変更の承認)

第七条 補助金の交付を受ける事業の計画につき、重要な変更を加えようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(補助金の返還)

第八条 補助金の交付を受けたものが、次の各号の一にあたるときは、知事は補助金の全部または一部の返還を命ずることがある。

- 一 この規程、またはこの規程に基づいて定めた要領および指示に違反したとき。
- 二 補助金交付の条件に違反したとき。
- 三 事業の施行方法が、不適当と認められるとき。

第九条 補助金交付要領については、別に定める。

この規程は、公布の日から施行する。  
附 則  
別記様式

何々補助金交付申請書

昭和 年 月 日 昭 和 年 月 日  
昭 和 年 月 日

申請者 住 所 氏 名  
三 重 県 知 事 殿 青 木 理

◎三重県告示第五百八号

山村経済振興施設補助金交付規程に基き、木炭備蓄事業補助金交付要領を、次のように定める。

昭和二十九年七月一日

三 重 県 知 事 青 木 理

第一 知事は、山村経済振興施設補助金交付規程(昭和二十九年七月三日告示第五百七号。以下「規程」という。)第三条第一号の木炭備蓄事業に対する補助金については、この要領により交付する。

(用語の定義)

第二 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は次の各号に定める。

- 一 生産者 自ら木炭を生産するものをいい、自家消費を主な目的とするものに除く。また生産者から木炭を買取るものには含まない。
- 二 受託機関 生産者の委託を受けて、木炭の備蓄および融資または木炭の備蓄、販売および融資の取り扱をする農業協同組合、森林組合およびこれらの連合会、または知事の適当と認める団体をいう。
- 三 指定倉庫 受託機関が所有または借受けた倉庫で木炭の備蓄に適当なものとして、知事の指定を受けた倉庫をいう。

(補助金の交付の対象となる木炭)

第三 補助金交付の対象となる木炭は、生産者が自己の生産した木炭を備蓄期間中に、受託機関から融資を受けて備蓄、または備蓄および販売の委託をしたものとする。

2 備蓄期間は、この要領の施行の日から昭和二十九年十月二十日までとする。但し、特別の事由があると知事が認めた場合は、この限りでない。

3 備蓄期間内において、二十日以上期間備蓄しない木炭は、補助金交付の対象としない。

4 備蓄対象木炭は、指定倉庫に保管しなければならない。但し、指定倉庫に備蓄対象以外の木炭を同時に保管する場合は、備蓄対象木炭のみの保管場所を区分して設け、これを明確にする施設を講じなければならない。

5 委託をする木炭は、三重県木炭検査および手数料条例(昭和二十五年三重県条例第九号)による検査に合格し、且つ長期の備蓄に堪えるものでなければならない。但し、くり炭、粉炭はこの限りでない。

(補助金の最高限度)

第四 補助金は備蓄の実績によつて、次の区分により受託機関に交付する。

- 一 利子補助 日歩一銭三厘七毛(年利率五分)以内
  - 二 保管費補助 保管実費の三分の一以内で、次に掲ぐる金額とする。但し、天災地変および不適当と認められる保管のため、増加した経費は、保管費実と認めない。
- 保管期間が 三十日未満のもの 木炭十五斤入 一袋につき 一円四〇銭以内  
三十日から六十日未満のもの 一円八〇銭以内  
六十日から八十日未満のもの 一円二〇銭以内  
九十日から百二十日未満のもの 一円二〇銭以内

2 利子補助は、次に掲げる木炭の標準価格の八割以内の額に對して行ふ。但し、その他のものについては別に知事が定める。

黒炭 くぬぎ かし 三一三四(十五斤入一俵当り)  
 " なら ざつ 二七〇円 )  
 " まつ 二四〇円 )

(備蓄木炭についての契約条件)

第五 生産者と受託機関との間においては、備蓄委託、備蓄および販売委託または融資について、契約を結ばなければならない。

2 前項の契約には、次の要件を具備しなければならない。

- 一 受託機関の生産者に対する融資金額
- 二 備蓄木炭の販売代金は、総て生産者の所得とすること。
- 三 金利および保管実費は生産者の負担とすること。但し、受託機関が生産者から徴収する額は、果から交付する補助金の額を差し引いた額とすること。
- 四 受託機関が生産者に融資する場合の金利は、日歩三錢四厘二毛(年利率一割二分五厘)を超えてはならない。但し、特別の事情により、あらかじめ知事の承認を得た場合は、この限りでない。
- 五 備蓄木炭の保管、販売方法および保管販売手数料の額

(申請手続)

第六 規程第四条六規定による申請書には、備蓄計画書(第一号様式)および第五の契約書の写しを添えて、木炭備蓄倉庫指定申請書(第二号様式)と共に、昭和二十九年七月十二日までに知事へ差し出さねばならない。

(承認および指定)

第七 知事は第六の申請書を審査のうえ、承認指令書(第三号様式)を交付する。

2 指定を受けた木炭倉庫には、その標識(第四号様式)を倉庫の見易い箇所に掲げておかねばならない。

(承認事項の変更)

第八 規程第七条の規定の外、次の各号に当たるときは、事前に知事の許可を受けなければならない。

- 一 指定倉庫ごとの備蓄承認数量を二割以上増減しようとするとき。
- 二 指定倉庫の増設廃止またはその他異動のあるとき
- 三 生産者に異動のあるとき。

(備蓄木炭の状況報告)

第九 受託機関は毎月二回(十五日、月末現在)指定倉庫ごとに備蓄木炭の出入庫状況(第五号様式)を知事に報告しなければならない。

2 受託機関は、備蓄木炭について、個人別に入出庫数量および

第一号様式

木炭備蓄計画書

一 備蓄数量

倉庫所在地	七月	八月	九月	十月	計	備
付 字番地	俵	俵	俵	俵	俵	考

二 資金計画

資金の 区分	借入先	該当数量	金利	生産者に対する金利		備考
				日歩	日歩	
自己資金						
借入金	保信連					
内 訳	何々					
	金融機関					
	その他					

び第五に規定する契約に基づく融資状況を明確にする帳簿を備えておかねばならない。

(受託機関と木炭検査員との関係)

第十 受託機関は、備蓄木炭の出入庫を行うときは、担当木炭検査員の立会を求めねばならない。

2 受託機関は、出入庫の都度、担当木炭検査員に書類(第六号様式)を以て、その状況を速やかに報告しなければならない。

(事業成績書の提出)

第十一 受託機関は、備蓄期間終了後十日以内に事業成績書(第七号様式)を知事に差し出さなければならない。

(補助金の交付)

第十二 補助金は備蓄期間終了日現在で、備蓄木炭の出入庫および融資状況について調査のうえ交付する。

(書類の経由)

第十三 知事に差し出す書類は、すべて関係の地方事務所長を経由しなければならない。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

三 委託生産者別数量  
 何名 その個人別内訳は次のとおり

指定倉庫別委託生産者一覽表

郡市 町村 番地

備蓄数量 (俵)	委託の自七月至九月	委託生産者
昭和二十九年七月八月九月十月	種類生産見込量	住所 氏名 印
		俵

第二号様式

木炭備蓄倉庫指定申請書

一 倉庫状況

倉庫の所在地	倉庫構造	建坪	木炭	備	考
村番地	所有者	坪	収容量	備蓄木炭以外の木炭を同時に保管するか否かを記載しておくこと	

二 倉庫保管責任者、住所、氏名および受託機関との関係および地位

右倉庫は木炭の備蓄に適當と認めますから指定倉庫に指定願いたく申請します。

昭和 年 月 日

受託機関 住所

氏 名 ㊦

三重県知事 殿

第三号様式

一 木炭備蓄補助承認指令書

林第 号

木炭備蓄補助承認指令書

(受託機関)

住所

氏 名

昭和 年 月 日申請の木炭備蓄補助のこと、次のとおり承認する。

昭和 年 月 日

知事 氏 名 ㊦

記

指定倉庫	備蓄数量	同上内訳 (俵)	備	考
所在地 番号	(俵)	七月 八月 九月		

なお、生産者別内訳は次のとおりとする。

生産者別内訳表

指定倉庫	備蓄数量	同上内訳 (俵)	委託生産者
所在地 番号	(俵)	七月 八月 九月	住所 氏名

二 指定倉庫承認指令書

林第 号

指定倉庫承認指令書

(受託機関)

住所

氏 名

昭和 年 月 日申請の指定倉庫のことを次のとおり承認する。

記

指定倉庫	倉庫保管	倉庫状況	備	考
番号	所在地 責任者	構造 建坪		

第四号様式

標 識

指令番号

木炭備蓄指定倉庫

受託機関名

保管責任者名

第五号様式

備蓄木炭入出庫状況報告書

昭和 年 月 日からの間の備蓄木炭の入出庫状況を次のとおり報告します。

昭和 年 月 日

(受託機関名) 住所

氏 名 ㊦

三重県知事 殿

記

指定倉庫	備蓄数量	同上内訳 (俵)	備	考
倉庫炭種	在庫量	入庫量	出庫量	差引
番号	在庫量	在庫量	在庫量	在庫量
	当期	累計		
	巴	氏		

樹種別引込内訳表

指定倉庫番号	生産者氏名	かしき	ならざまつ	計	備考
か	し	15		100	
			20	200	
			30	200	
				400	
計					

以上のとおり出入庫したことを証明する。

担当検査員 氏 名

第六号様式

備蓄木炭出入庫状況報告書

昭和 年 月 日 備蓄木炭の出入庫状況を次のとおり報告します。

昭和 年 月 日

(受託機関) 住所

氏 名

担当検査員 殿

記

指定倉庫番号	生産者氏名	かしき	ならざまつ	計	備考
計					

第七号様式

木炭備蓄事業成績書

備蓄期間内における事業成績を次のとおり報告します。

昭和 年 月 日

(受託機関) 住所

氏 名

三重県知事 殿

記

指定倉庫番号	生産者氏名	6月	7月	8月	9月	計	備蓄数量	備蓄金額	備考
計									

指定倉庫番号	生産者氏名	6月	7月	8月	9月	計	在庫数量	備考
計								

三 保管費 (1俵当り)

保管日数	荷数	倉庫減耗費	保管料	火災保険料	計	数量	金額	備考
30未満	円	円	円	円	円	俵	円	
30~60								
60~90								
90~120								
計								

四 委託者別備蓄数量 委託者 住所 氏 名

指定倉庫番号	委託者氏名	数量	金額	備考
計				

昭和二十九年七月一日印刷發行

津市栄町一丁目

三

三重県公報（第三種郵便物認可）

津市広明町三二五番地

印刷所

三重

県

印刷所

三

三重県庁代表 電話津二、〇〇〇番 庁